

第14期 2025年度

(自 2025年4月1日～至 2026年3月31日)

事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

財産目録

監査報告書

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会

第14期 事業報告書

(自 2025年4月1日 ～ 至 2026年3月31日)

I. 事業の経過及び成果

2025年度の日本経済は、米国の関税政策、中国経済の減速、原油高と円安による物価高、さらに国際情勢の不確実性に左右されながらも、賃上げ・設備投資・企業収益の改善を軸にインフレ局面への移行が進み、企業も賃上げ分を価格に転嫁しやすい環境が徐々に定着し始めたと分析されています。

春闘では「実質賃金」の上昇には至ってはいないものの、2年連続で大幅な賃上げ率となりました。この賃金上昇を背景とした雇用環境は消費を下支えし、旅行・外食などのサービス消費は堅調に推移しました。人的サービスが主体のゴルフ場産業においても、各種コストの増加を「年会費」や「プレー料金」に転嫁する動きが見られ始めています。ただし、個人消費としてのプレー収入が主たる売上であるゴルフ場にとって、「実質賃金の改善に至っていない状況」は依然として厳しい環境が続いていると言わざるを得ません。

ポストコロナ社会移行後3年目となり、コロナ禍で急増したゴルフ場利用者数が減少に転じることや、「団塊世代」が全て後期高齢者となりゴルフタイヤが急増することによる大幅な減少が危惧されました。しかし、年間ゴルフ場利用者数は前年比0.3%減の8,760万人（コロナ禍の2019年に比較し微増）となり、横這いで推移しました。

また、近年の気候変動の影響により、日本の6月～8月の「平均気温偏差」（1991年～2020年の30年平均比）は+2.36℃となり、3年連続で記録を更新しました。前年には「熱中症リスク」の高まりによりプレー自粛が拡大する傾向が見られましたが、本年はプレーヤーとゴルフ場双方の対応策が奏功し、落ち着いた状況となりました。なお、2025年6月から厚生労働省は、事業者に対し就労者への熱中症対策を罰則付きで義務付けるよう労働安全衛生規則の一部を改正しました。これを受け、当協会では「ゴルフ場における熱中症予防対策ガイドライン」を一部修正し、啓発活動を展開しました。

以上の状況の中、当協会は、ゴルフ産業の持続可能な発展を目指し、2030年を目標年とした中長期ビジョン「ゴルフ界はウェルビーイングな社会の実現に貢献する」を掲げました。「ゴルフの普及により国民の生活が身体的・精神的に健康で豊かになること」、「ゴルフ産業に従事する人たちの幸福感や満足感を高め、生産性や就業率を向上させること」を実現するため、次年度に向けて「ウェルビーイング推進プロジェクト」の組織改編を行い、活動の具体的な方向性を取りまとめました。

また、コース管理技術者の人材不足を外国人雇用で補いたい会員ゴルフ場に対し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での雇用制度を運用する「NPO法人やさしなの」への取次ぎを開始しました。

以上が2025年度の事業概況ですが、主な具体的活動内容は以下【1】～【3】の通りです。

【1】ゴルフ普及と持続可能なゴルフ産業の発展を目指す活動

1. 中長期ビジョン「ゴルフ界はウェルビーイングな社会の実現に貢献する」

- ・ミッション1：ゴルフの普及により、国民の生活が身体的・精神的に健康で豊かになること
- ・ミッション2：ゴルフ産業に従事する人たちの幸福感や満足感を高め、生産性や就業率を向上させること

「中長期ビジョン」制定から3年が経過しましたが、ビジョンの意義・目的・必要性について、会員が主体的に取り組むための十分な理解が得られているとは言い難い状況です。この状況を改善するため、プロジェクトチーム内の共通理解を高め、会員に丁寧な説明ができる体制を整えるべく、プロジェクト内容の整理と推進組織の再編を行い、具体的施策の立案と展開を進めることとしました。

(1) 「ウェルビーイング推進プロジェクト」の課題整理と推進組織の再編

現行の取組内容を4項目に整理し、それに沿った組織へ再編しました。具体的には、経営対策委員会内に設置されている3部会を2部会に再編し、担当事項を明確化したうえで、次年度に具体的な施策を立案・展開することとしました。

【経営対策委員会】・・・各支部から2名（関東・東北支部のみ4名）で編成

第1項目：ゴルフの身体的・精神的・社会的価値の訴求 ⇒ 国民のウェルビーイング

第2項目：従業員満足度・エンゲージメント向上 ⇒ ゴルフ産業従事者のウェルビーイング

【DX・イノベーション事例研究部会】・・・各支部から1名で編成

第3項目：DX・イノベーション事例の収集と共有 ⇒ 日々の運営課題の解決

【経営者研修部会】・・・各支部から1名で編成

第4項目：経営者自身の研鑽 ⇒ 主体性・ビジョン・リーダーシップ・マネジメント・財務会計・法務 等

(2) 「2026年度における具体的活動計画骨子」を決定

① キックオフミーティングの開催（1泊2日）

各支部から選出された経営対策委員・部会員を中心に、中長期ビジョンの意義・目的を深く理解し、具体的な活動の方向性などについて討議します。

② 「経営者研修会」（仮称）をテスト開催

ゴルフ業界の持続的な発展を目指し、経営者が長期的視点で相互研鑽し、成長する仕組みづくりを目的とします。

③ 会員ゴルフ場の意向吸収とプロジェクト活動の浸透

経営対策委員長が各支部例会に出席し、会員ゴルフ場の意向を吸収して意思疎通を図ります。

2. 普及活動

(1) 「20歳前後の対象者にゴルフを意識付ける活動」

大学で実施される「ゴルフ授業」の充実に向けた産学連携事業「Gちゃれ」を、(一社)大学ゴルフ授業研究会と連携し、関東・関西の大学を対象に会員ゴルフ場の協力を得て実施しました。

(2) 学校と地域でつくる教育プログラム「土曜学習応援団」に参画(文部科学省が推進)

2023年度に開始した「大阪YMCA」並びに東京都町田市立中学校の継続要請を受け、『みどりの体験学習教室「ゴルフ場で自然を学ぼう」』プログラムを会員ゴルフ場の協力を得て実施しました。

【2】労働力不足への対応・・・「コース管理技術者」としての外国人雇用促進事業

2024年度のトライアル事業（「コース管理技術者」としてベトナム国立農業大学卒業生8名の就労を実現）を踏まえ、「コース管理技術者」の外国人材雇用を希望する会員ゴルフ場に対し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での雇用制度を運用する「NPO法人やさしなの」への取次ぎを開始しました。

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労要件とは】

第1点：「コース管理技術者」は、「理系の技術や知識を必要とする一定水準以上の専門業務」です。

したがって、農学・農芸化学・農業経済学・農業工学・林学などを大学で専攻習得した外国人の就労が、本在留資格で可能になる職種です。

第2点：報酬は、日本人が働く場合に受ける報酬と同等以上となります。但し、「技能実習制度」などで必要となる監理団体に対する月々の「監理費用」（35,000円～40,000円）は不要です。

第3点：本資格での就労する外国人が、「安定性・継続性」をもって日本での就労活動が行えることが重要なため、雇用する企業の経営状態が安定していることなどが在留許可の審査対象になります。

第4点：「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人は、同一職種での転職は可能です。

(但し、転職先の給与額や財務状況などの安定性・継続性が審査対象になります。)

【3】収支バランス改善策への取り組み

2028年度以降の「収支バランス改善策の基本計画」に基づき、「Web会議の導入」や「情報の電子配信」などの管理コストの削減、及び、下記の「賛助会員入会促進」を実施しました。

賛助会員企業からは、ゴルフ場経営にとって専門的で有益な情報が提供されるため、賛助会員の情報発信と相互の理解度促進を目的に会員名簿に業務内容を有償で掲載することを促進しました。

以上の【1】～【3】の事業に加え、約8割を占める預託金制ゴルフ場における預託金償還問題への対応相談やゴルフ会員権に関するゴルファーの啓発活動である「会員契約適正化事業」、及び「河川敷適正化事業」などを実施しました。

「経常収益計」は、前年度比1,960千円増加の39,720千円となりました。

その内訳は、「受取会費」が前年度比655千円増加の31,230千円、「事業収益」がゴルフ場共済協同組合の契約増加などにより前年度比1,168千円増加の7,734千円、「雑収益」は756千円でした。

「経常費用計」は、前年度比4,389千円減少の41,008千円となりました。

「経常費用」の内訳は、中長期ビジョン実現に向けた施策の検討やゴルフ普及活動などによって経営対策事業3,116千円・税・労務対策事業1,438千円・河川敷適正化事業1,458千円及び会員契約適正化事業683千円、及び、「コース管理技術者」としての外国人就労推進による雇用促進事業2,981千円などで、「事業費」が対前年度比2,053千円減少の22,149

千円となりました。また、「管理費」は前年度比2,336千円減少の18,859千円となりました。「経常費用計」が減少した主要因は、前年度に事務局人材の更新を目的とした一時的な人件費増を解消した結果です。

「経常収益計」と「経常費用計」の差引による当期経常増減額は、前年度比6,348千円改善されて1,289千円の収支マインナスとなりました。

以上の結果、正味財産期末残高は前年度末比1,289千円減少の59,222千円となりました。

II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況

1. 総会

日時：2025年5月29日(木曜日)

場所：AP 東京八重洲 ルームB会議室 東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル13階

第1号議案 第13期(2024年4月1日～2025年3月31日)貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書(財産目録を含む)承認の件

第2号議案 第14期(2025年4月1日～2026年3月31日)事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件

第3号議案 理事26名選任の件

第4号議案 監事2名選任の件

2. 理事会

第1回 2025年4月17日 第2回 2025年7月17日 第3回 2025年11月20日 第4回 2026年2月18日

3. 委員会及び部会

(1) 総務委員会

第1回 2025年4月17日 第2回 2025年7月17日 第3回 2025年11月20日 第4回 2026年2月18日

(2) 経営対策委員会・部会(ウェルビーイング推進プロジェクト)

「I. 事業の経過及び成果【1】ゴルフ普及と持続可能なゴルフ産業の発展を目指す活動」参照

・第1回：2025年9月19日(対面とWeb併用)

中長期ビジョン策定の背景や目的、明らかになった課題を整理し、今後のプロジェクト推進方針についてはアジェンダチームを編成して原案を作成することとしました。

・第2回：2025年12月17日(Web方式)

アジェンダチームから提案された「ウェルビーイング推進プロジェクト推進方針」に基づき、2026年度以降の活動方針(検討課題を4分類)し、推進組織の再編を検討しました。

(3) 税・労務対策委員会「I. 事業の経過及び成果【2】労働力不足への対応」参照

(4) 河川敷ゴルフ場委員会

・第1回 2025年7月24日 西尾ゴルフクラブ

出席ゴルフ場及び各地域の現況報告による情報交換を行いました。

・第2回 2025年11月5日 東我孫子カントリークラブ

「自動芝刈機(自律走行制御)」、「太陽光発電機付きトレーラーハウス」等の製品紹介と導入事例研究。各地域における河川敷ゴルフ場の課題と情報共有。

4. 会員数

	2025年3月31日	期中入会	期中退会	2026年3月31日
正会員	165	5	8	162
副会員	76	3	4	75
賛助会員	85	14	6	93

5. 主たる事務所及び事務局の構成

- (1) 主たる事務所 東京都千代田区神田司町2-7-6 鈴木ビル3階
(2) 事務局の構成 I. 理事 26名(うち常勤1名=専務理事) II. 職員 5名

6. 具体的な事業内容

- (1) 会員契約適正化事業(「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第13条」に基づく「会員制事業協会」としての事業)
- ① ゴルフ場事業に関する拠出金に係る債務の保証
2026年3月末までの保証委託契約の申込みはなく、保証書の発行実績、保証債務残高はありません。
 - ② ゴルフ場・会員等からの相談の処理
ゴルフ場・会員等からの相談の処理に係る2025年4月1日～2026年3月31日までの実績は15件で、その多くが高齢化によるゴルフリタイアを原因とする預託金返還の相談となっています。
 - ③ 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の周知徹底
- (2) 会員増強対策事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 4. 会員数」参照
- (3) 経営対策事業
- ① 委員会・部会活動・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (2) 経営対策委員会・部会」参照
 - ② 「ゴルフ場共済協同組合」
「ゴルフ場共済協同組合」の広報活動を実施し、ゴルフ場の経営コスト削減を目指しました。その結果、2026年3月末の契約件数は、賠償責任共済161件、包括火災保険65件となりました。
- (4) 税・労務対策事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (3) 税・労務対策委員会」参照
近年の気候変動を原因とする夏季の高温現象に対応すべく、厚生労働省は2025年6月から事業者に対して就労者への熱中症対策を罰則付きで義務付けるように労働安全衛生規則の一部を改正しました。
これを受け、「ゴルフ場における熱中症予防対策ガイドライン」の一部を改正するとともに、ゴルフ場事業者に対して啓発活動を展開しました。
『ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・利用者数等』の発刊
- (5) 河川敷適正化事業・・・「II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況 3. (4) 河川敷ゴルフ場委員会」参照
- (6) 情報収集・提供事業及び関連団体交流促進事業
- ① 『NGKだより』の隔月発行
 - ② 「都道府県別・月別 ゴルフ場数・利用者数」の集計・発表
 - ③ 厚生労働省からの労働安全対策や労働環境改善などに関する通知などの広報活動も実施しました。
 - ④ ゴルフ場事業に係る経済産業省(統計法関連)や環境省(農薬関係)などからの通知文章などの広報活動を実施しました。
- (7) 関連諸団体との協調事業
- ① 「ゴルフ市場活性化委員会(GMAC)」(6団体)の活動
セミナー開催と10回の定例情報交換会議に参画しました。
 - ② 「日本ゴルフサミット会議」(15団体)の活動
2026年1月29日:日本ゴルフサミット会議、「ゴルフ新年会」の開催に参画しました。
- (8) 地域活動・・・6支部ごとに「定例会・総会」を開催し、情報交換及び経営問題の解決に向けた活動を行いました。

7. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書(財産目録を含む)は、別記の通りです。

2026年5月28日

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会
理事長 手塚 寛